



平成 24 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名            オリンパス株式会社  
代表者名            代表取締役社長執行役員 笹 宏行  
                          (コード：7733、東証第 1 部)  
問合せ先            広報・IR 室長 百武 鉄雄  
                          (TEL. 03-3340-2111(代))

## 和解に関するお知らせ

当社元代表取締役・社長執行役員マイケル・ウッドフォード氏（以下「ウッドフォード氏」といいます。）が英国労働審判所（Employment Tribunal）において当社に対して労働審判（以下「本件労働審判」といいます。）の申立てを行っておりましたが、ウッドフォード氏の当社代表取締役・社長執行役員としての役職の解職等に伴う一連の紛争について、本年 5 月 29 日付で和解の合意（以下「本件和解の合意」といいます。）に至り、本日開催の当社取締役会により本件和解の合意が承認されましたので、下記のとおりお知らせ致します。

### 記

#### 1. 労働審判の申立てから和解の合意に至るまでの経緯

当社は、本年 1 月、ウッドフォード氏から、当社によるウッドフォード氏の当社代表取締役・社長執行役員としての役職の解職等が、英国の 1996 年雇用権利法（Employment Rights Act 1996）に違反する不公正な解雇にあたるとともに、同氏に対し不公正な損害をもたらす行為であるなどとして、英国労働審判所において本件労働審判を申し立てられました。

当社は、ウッドフォード氏の主張について、管轄の問題を含め慎重に精査し、本件労働審判に対応してまいりましたが、本年 5 月 29 日付で、ウッドフォード氏との間で本件和解の合意に至りました。当社としては、本件労働審判の長期化による訴訟費用及び人的資源の負担の増加とこれにより当社の業務運営に及ぼす影響等を総合的に勘案し、本件労働審判におけるヒアリング手続開始前のこの時期に、ウッドフォード氏との間で和解の合意をすることが当社にとって最善の利益となるものと判断したことによるものです。

#### 2. 和解の合意の内容

本件和解の合意により、ウッドフォード氏は本件労働審判の申立てを取り下げ、当社は、ウッドフォード氏に対し、和解金として、金 1,000 万英ポンド（約 12 億 4,500 万円）を支払うこととなります。また、本件和解の合意により、ウッドフォード氏の解職等に伴う当社との間の一連の紛争が終結することとなります。

#### 3. 今後の見通し

本件和解金の支払いについては、本日付の当社適時開示「業績予想および配当予想に関するお知らせ」で発表した業績予想に織り込み済みです。

(参考) 平成 25 年 3 月期連結業績予想 (平成 24 年 6 月 8 日公表分) 及び平成 24 年 3 月期連結実績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
平成 25 年 3 月期 通期 (予想値)	920,000 百万円	50,000 百万円	21,000 百万円	7,000 百万円	26 円 23 銭
平成 24 年 3 月期 通期 (実績)	848,548 百万円	35,518 百万円	17,865 百万円	△48,985 百万円	△183 円 54 銭

以 上